	改正	案			現行
別表第二(第十九条関係))		別表第二(第十九条	条関係)	
法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	法定帳簿の種類	記載事項	
証券仲介補助簿	所属証券会社等の自己	一~八 (略)	証券仲介補助簿	所属証券会	証券会社等の自己
	は	九 注文・清算分離行為が行われた取		は	この別、顧客名、
	客がい	引については、注文執行会		銘柄(顧客	(顧客が授受する
		府令第三十条第二項第七只		銭	の算出に係る
	指標(金利、通貨の種	規定する注文執行会員等をいう。)を		金	で、通貨の種
	有価証券指数又	所属証券会社等とする証券仲介業者		`	有価証券指数又は
	ІЩІ	は、「新規又は決済の別」及び「新規、		ΊЩ	の銘柄。以下
	この表において同じ。)	権利行使、転売、買戻しの別」の記		この表に	表において同じ。)
	を含む。以下この表に			な。	以下この表に
	H]	十 注文・清算分離行為が行われた取			て同じ。)、売り又
		ては、清算執行会員等(は買いの	の別、申込みを
	受けた数量、約定数量、	券会社府令第三十条第二項第七号に		受けた数	
	指値又は成行の別、取	規定する清算執行会員等をいう。)を		指値又は	又は成行の別、取
		所属証券会社等とする証券仲介業者		引の種類、	、申込みを受
	けた日時、約定日時、	は、作成することを要しない。		けた日時、	
	約定価格、信用取引に			約定価格、	
	ついては弁済期限、債			ついては弁	ては弁済期限、債
	券売買については受渡			券売買につ	券売買については受渡
	日、現先取引について			日、現先	現先取引について
	はその旨の表示及びス			はその旨	の表示及びス
	タート分かエンド分か			タート分	分かエンド分か
	の別、先物取引(有価			の別、先	先物取引(有価
	証券先物取引及び有価			証券先物取	取引及び有価
	取			証券指数	券指数等先物取引を
	いう。以下この表にお			い う。 以	下この表にお
	じ。) につい			いて同じ。	。)について
	は、限月及び新規又は			は、限月及	及び新規又は
	決済の別、有価証券オ			決済の別、	有価証券オ
	プション取引及び選択			プション取	ン取引及び選択